

議案第 61 号

杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

教育委員会教育長の給料の月額は、この条例の施行の日から起算して 1 月間に限り、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 54 年杉並区条例第 18 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する月額からその 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第 3 条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

教育委員会教育長の給料を減額する必要がある。